

船橋市硫黄酸化物に係る総量規制及び燃料使用基準運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和63年千葉県告示第65号。以下「総量規制基準」という。）及び硫黄酸化物に係る燃料使用基準（昭和63年千葉県告示第66号。以下「燃料使用基準」という。）の適正な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 適用施設 総量規制基準別表第1及び燃料使用規制基準別表第1の硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設をいう。
- (2) 予備適用施設 現に稼動中の適用施設が定期点検、故障等により一時的に休止した場合に、その代替として専ら運転される適用施設（交互に運転している適用施設を除く。）
- (3) 休止適用施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）の事業活動の変更により、使用の必要がない適用施設のうち、1年以上連続して稼動しないと認められる適用施設
- (4) 特定工場等 総量規制基準第2号に定める特定工場等をいう。この場合において、工場等の敷地の間に道路、河川等がある場合であっても、同一法人が設置し、相互に隣接した位置にあり、かつ、事業活動上密接な関連があり、社会通念上、一の工場等と認められるものを含むものとする。
- (5) 燃料使用基準適用工場等 燃料使用基準第2号に定める工場等をいう。
- (6) 通常最大稼動 一の適用施設を定格能力以下で運転する場合の通常の状態における1時間当たりの最大の稼動状態をいう。

(硫黄酸化物の排出制限)

第3条 特定工場等の事業者は、当該特定工場等に設置されているすべての適用施設（廃止、予備、休止及び未稼動適用施設以外の適用施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）を定格能力で稼動させた場合（当該特定工場等に設置されているすべての適用施設に係る原料・燃料の使用量を常時正確に把握することの可能な特定工場等において

は、通常最大稼働させた場合)に当該適用施設から排出される硫黄酸化物の合計量を総量規制基準に適合させなければならない。

(燃料の使用制限)

第4条 燃料使用基準適用工場等の事業者は、当該燃料使用基準適用工場等に設置されているすべての適用施設において使用する燃料の硫黄含有率(燃料使用基準第4号の2に定めるところにより、定格能力で運転する場合に使用される燃料の量を種類ごとに重油の量に換算したのち、加重平均して得られる硫黄含有率)を燃料使用基準に適合させなければならない。

(全体計画の届出)

第5条 総量規制基準又は燃料使用基準の適用を受けている者又は受けることとなる者は、次の各号のいずれかに該当するときは、工場等の適用施設に係る全体計画(以下「全体計画」という。)を第1号様式(正本及びその写し1通)により市長に届け出るものとする。

- (1) 適用施設を設置し、又は適用施設の構造等を変更するとき。
- (2) 適用施設の稼働状況を変更するとき。
- (3) 通常最大稼働時における原料・燃料の使用量及び硫黄酸化物の排出量を変更するとき。
- (4) 適用施設を譲り渡し、又は貸し付けたとき。
- (5) 適用施設を譲り受け、又は借り受けたとき。
- (6) 一の施設が適用施設となった際現にその施設を設置しているとき(設置の工事が着手されているときを含む)。
- (7) 適用施設の使用を廃止したとき。

2 前項の規定による届出は、前項第1号から第3号までの規定に該当するときにあつては、事前に、前項第4号から第7号までの規定に該当するときにあつては、その日から30日以内に行うものとする。

(計画値の遵守)

第6条 特定工場等の事業者は、前条第1項の規定により届出をした全体計画のうち、次の事項に係る計画値については、当該計画値を限度として遵守しなければならない。

- (1) 適用施設ごとの硫黄酸化物排出量
- (2) 適用施設ごとの原料・燃料の硫黄含有率及び使用量

2 燃料使用基準適用工場等の事業者は、前条第1項の規定により届出をした全体計画のうち、適用施設ごとの燃料の硫黄含有率及び使用量に係る計画値については、当該計画値を限度として遵守しなければならない。

(全体計画の審査等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により届け出された全体計画を審査し、総量規制基準又は燃料使用基準に適合していると認めるときは、その旨を第2号様式により当該全体計画の届出をした者に対し、通知するものとする。

(遵守状況の確認)

第8条 市長は、この要綱の適正な実施を確保するため、当該職員に特定工場等又は燃料使用基準適用工場等に立ち入り、第3条、第4条及び第6条に規定する事項の遵守状況を確認することができる。

(測定器の整備)

第9条 特定工場等の事業者は、当該特定工場等から排出される硫黄酸化物量を正確に把握するため、硫黄酸化物濃度計、燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

2 燃料使用基準適用工場等の事業者は、燃料の使用量を正確に把握するため、燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

(総量規制基準に関する特例)

第10条 一の特定工場等において、新たに適用施設を設置することに伴い、既設の適用施設（総量規制基準別表第1の基準となる日の欄に掲げる日前から設置されているものをいう。以下この条において同じ。）を廃止する場合は、新たに設置する適用施設に係る重油換算量（総量規制基準第4号に定めるところにより、定格能力で運転する場合に使用される原料・燃料の量を種類ごとに重油の量に換算した量をいう。以下この条において同じ。）のうち、廃止する適用施設に係る重油換算量に相当する部分については、既設のものとして取り扱うものとする。

2 県内に立地する工場等が、次に掲げる事業により市内に移転し、新たに特定工場等になる場合は、移転後の適用施設に係る重油換算量のうち、移転前の既設の適用施設に係る重油換算量に相当する部分については、既設のものとして取り扱うものとする。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する国又は地方公共団体等の実施する事業

(2) 前号に掲げる事業以外で国又は地方公共団体等の実施するもののうち、市長が特に

認める事業

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱（昭和53年8月1日千葉県要綱）の第5条、第6条又は第7条の規定によりなされた設置計画書等の届出は、この要綱の相当規定によりなされた届出とみなす。

附 則（平成16年11月5日環第784号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。